

平成 22 年 第 6 回 村上市上下水道料金統一検討委員会 議事録

1. 開催日時 平成 22 年 4 月 21 日 (水)
2. 開催場所
3. 出席委員 板垣藤生, 伴田友子, 松田昭平, 松本豊, 岩浅孝, 高橋賢一
田中早苗, 本間英三, 島田好, 佐藤利子, 斎藤鶴二, 大滝キク子
4. 欠席委員 長浜フミエ, 富樫アヤ, 佐藤勝敏
5. 出席職員 渡辺部長, 田島課長, 松田課長補佐, 遠藤副参事, 須貝係長
川内局長, 三鍋次長, 大西係長, 長柄副参事
中村課長, 山田副参事, 奈良橋課長, 志村副参事
吉村課長, 菅原係長, 本間課長, 斎藤副参事
6. 会議次第 別紙のとおり
7. 会議経過 別紙のとおり

平成 22 年 第 6 回 村上市上下水道料金統一検討委員会 会議次第

日時：平成 22 年 4 月 21 日（水）

午後 2 時 00 分～

場所：村上市総合文化会館

1 階小ホール

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議事

1) 基本料金部分統一の試算について

・下水道使用料

・水道料金

4. その他

5. 閉会

会 議 経 過

1. 開会

事務局； ご案内しておりました時刻となりましたので、ただ今から第6回の『上下水道料金統一検討委員会』を開会させていただきます。今日はお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。4月1日の人事異動で事務局の方で二人ほど代わりましたので職員の紹介をさせていただきます。最初に山北支所の方からお願いします。皆さんごめんください、今回の人事異動で山北支所建設水道課長になりました本間と申しますよろしくをお願いします。

昨年までは新潟国体ということで国体の課長をやっておりました。国体の開催時には荒川、神林、朝日、山北、村上の五ヶ所でいろいろ競技を開催されましたけれど皆様のご協力により無事に大会が終了しました。大変お世話になりました、この場をおかりしまして、御礼申し上げます。よろしくをお願いします。次に村上支所からお願いします。ごめんください、この4月から本間の後任として新しく配属されました中村です。下水道の方は通算12年業務に携わっておりまして、もっぱら工事専門でございました。その後12年ぶりに上下水道に携わることになりました。皆様方には料金統一という非常に難しい問題につきまして色々お力添えを頂きましてありがとうございます。これからもよろしくをお願いします。

それでは今日お配りした資料の確認をさせていただきます。第6回委員会の次第、それから上下水道料金改定年度ということで各地区の今迄の料金改定年度を記載したものが1枚、下水道使用料の関係資料1-1から資料3それから水道料金資料No.1から資料No.5まで、先に策定しました第1次村上市総合計画の一部の写しをお配りしました。それではこれから始めさせていただきます。委員長さんごあいさつをお願いします。

2. 委員長あいさつ

委員長； 今日第6回目の村上市上下水道料金統一検討委員会ということでご案内致しましたところでありますが、委員の皆様におかれましてはそれぞれ要職に就かれている方ばかりです。実を申しますと今日6回目ですが過去5回この検討委員会を開催し、延べ10時間にわたりまして皆様方の活発なご意見、この料金を集約してとにかく早く年度末にはなんとか市長さんに意見書を提出したいなど、私自身も当初はこのように考えていましたけれど委員長ということで皆様方にいろいろご支持を頂きました。私は思っておりましたけれど、全体に関わることでありますから委員長ぬきにしてやるのは簡単であろうと思っておりますけれども、それぞれ皆様方の利害に関わる問題もついておりまして簡単にいかないだろうと途中で方向転換いたしまして意見を集約しようと、先般基本料金から統一しようということを皆様方に了承をいただいたわけでありまして。それを受けて事務局に指示いたしましてきちんと資料を出して皆さんの賛同をいただくということであります。今日は私が就任した時、落し所は大事だろうと思いましたが、それで今日は落すという事を委員長として認識していますので皆様方の絶大なるご支援とご協力をお願いしたい。よろしくご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

3. 議事

1) 基本料金部分統一の試算について

議長； それでは早速ですけれど議事に入らせていただきます。前回の委員会で料金統一の第一段階といたしまして基本料金の部分を23年度に統一する場合どのレベルで基本料金を決定したら財政計画で予定している料金収入を確保できるかということでした。私も先ほど申しま

したけれども事務局に案を試算して今日提出するようお願いしたわけでありませう。まず、下水道課長さんから資料に従いまして説明をお願いします。

委員； 説明の前に確認したいことがありますよろしいでしょうか。基本料金の統一料金を 23 年度からについて決めるのですね、合併協議会では 26 年度から統一料金にするということになっていますが、それを 23 年度から。

議長； 私の知るところによりますと 26 年度まで基本料金も従量料金も統一するということがありますそれを前段として基本料金は 22 年度に審議することそれらが仕事だと私は思っております。事務局をお願いします。

事務局； 今、委員長さんをご説明されたとおりでございます。合併協議会の中では平成 26 年度までに段階的に改定して統一することになっております。

委員； 段階的には今のあいさつでは 23 年度もやりますよというあいさつでしょ。23 年度から実施するのを基本料金について落とし所を見据えてこうしましょうというのが委員長さんのあいさつでないですか。

事務局； 料金改定する場合には、議会の議決が必要になりますので今後のスケジュールにかかわってくるわけですが、23 年度予算が審議されますのが 23 年の 3 月議会でございますのでそれ以前に事務局の方では予算編成ということもありますので、遅くとも 12 月議会、出来れば 9 月議会の方では条例の改正案を議会に提案いたしまして、議決をいただこうとスケジュールを組んでいるところでございます。

委員； 段階的にとというのは、私はこのように理解したのですが、23 年、24 年、25 年の 3 年間で段階を踏んで、平成 26 年で統一すると考えているのですがそれでいいですか。

事務局； 合併協定書の中では段階的にとは今委員さんが言われたことも段階的な方法だと思うのですが、第一段階として 23 年度に基本料金を統一する、26 年度には従量料金を統一するという改定の方法を段階的ということですよ。

委員； 基本料金だけ先に統一して従量料金については 26 年度から統一するようにして、それも段階的、たしかにそういう方法もあると思いますし、それから激変緩和とか考えて 23 年度はこれ位、24 年度はこれ位、25 年度はこれ位とかそして 26 年度で統一するこれも段階的ですよ、どちらが良いのか今思ったのです。

議長； その件につきましては今、委員さんが言われた段階的な対策の方法もあるだろうし、今、料金の説明が一通り終わったら委員さんの意見を伺いたいと思いますので。

委員； 議論する前に今年度の予算の概要が市報の 4 月号に載りました。下水道事業、集落排水事業、簡易水道事業、上水道事業会計と分けて載っていました。特別会計の中に上の三つ入っていました。基本料金と言うのは、水道の基本料金と言ったら簡易水道と上水道の二つ併せたものの基本料金、それから下水道の方では下水道事業と集落排水事業を併せて一本にしたもので基本料金、そのように考えて良いのですよ。

事務局； 下水道料金の基本料金は、下水道会計と集落排水会計の基本料金は同額でございます。それから水道料金につきましては、上水道会計と簡易水道会計この二つの会計の基本料金は同額でございます。

議長； それでは、下水道課長さんよろしく申し上げます。

・下水道使用料

事務局； 先に配布させていただきました財政計画資料No.4をご覧ください、第2回検討委員会の時の資料です。先般の会議で基本料金を統一した場合に料金収入に見合うだけの基本料金についてはいかがでしょうかということでのお話で資料を作ってきましたが、財政計画で一番上の料金収入というのがあります。この料金収入の23年度720,520千円を賄えるかということで試算をしております。資料1-1一番上が村上地区、荒川地区、神林地区、朝日地区、山北地区を合計したものでありますし、資料1-2、資料1-3は各地区の基本料金を1,500円にして従量料金をそのままにした各地区の数字でありますので、資料の1-1をお願いします。

検討委員会で下水道の基本料金を事務局の方で3案を提示しましたが、第1案の全国平均の1,500円で試算した場合23年度の収入合計を上回る結果になりましたので平成23年度の合計の表3つありますが3つ目の表の3番目が合計であります。743,969千円というのが基本料金を定めた時の数字でありまして、23年度の財政計画での収入合計が720,520千円ということで23,000千円ほど増額になりますけれども、その下の維持管理費については817,300千円ということで維持管理費を賄うには73,000千円ほど不足しますけれども収入としては一応満たしているというのが数字であります。平成24年度も同じでありまして24年度の財政計画の数字が745,665千円に対して764,902千円ということで、ここでも19,000千円ほど収入を上回りますがその下の維持管理費が861,786千円で約96,000千円ほど維持管理費としては差が出ます。平成25年度でも収入合計でも769,067千円ということで、1,500円で統一した金額が787,840千円に対しても収入を賄えますけれども維持管理費の874,044千円に対しては86,000千円足りないということになっています。平成26年度に下水道の場合、従量料金は確定していませんけれども基本料金1,500円で試算した時の従量料金170円で試算しますと維持管理費を賄えるという数字になっています。資料の2カラー刷りの部分を見ていただきたいのですが、資料の2については各地区の基本料金を平成23年度で1,500円にして平成26年度で1,500円の他に従量料金170円にした時のグラフでありまして、その合計をまとめたのが上の表でありまして平成25年度までについては維持管理費を賄えないかもしれませんが平成26年度に従量料金170円に統一すると維持管理費を賄える、というグラフであります。事務局で示した案の基本料金1,500円、1,800円、2,000円とありましたけれども、下水道の方では少子高齢化の関係の対応はしていないという話になりましたけれども、基本料金が安くて従量料金の占める割合が大きいということは高齢者の家族であれば10㎡で足りれば基本料金で賄えるということである程度値段的には有利になるような気がしますし、その下の資料の3をお願いします。基本料金部分を統一して各地区での差が出る部分を表に表してみました。赤くなっているのが基本料金が下がる部分、黒くなっているのが上がる部分で村上地区は現行料金が1,200円ですから300円上がる、朝日地区については認定ですけれども1,400円となっていますのでそれを基本料金と当てはめて1,500円ですので100円アップしますし、荒川地区については1,800円ですので300円下がるし、神林地区については2,000円ですので500円下がりますし、山北地区1,900円ですので400円下がります。あくまでも料金的には村上地区の占める割合が多いものですから、減額となる地区が3地区ありますので減額率としては上がりますけれども合計としては賄えることとなります。下水道の方は以上であります。

議長； ありがとうございます。今事務局の方から説明がありましたけれど、その件につきまして質問等ありましたらお願いします。

委員； ただ今の説明では、財政計画と 1,500 円にした場合の基本料金だけ動かす、そのほかは現状どおりで行くところになりますよということですね。村上地区は 1,200 円から 1,500 円に上がるのは 23 年度から 300 円ずつ上がるということなのですか。

事務局； 300 円ずつというのは平成 23 年度から 1,500 円にしますので 300 円上がるということです。

委員； 平成 23 年度から 300 円あがると、10 m³について従量料金は動かさない。

事務局； 従量料金は動かさない。26 年度にどのような状況になるか分からないので今回は上げ幅があるので従量料金は動かさずに基本料金だけ統一して、将来に向けてまた平成 25 年ごろになるとどのような状況になるのかわからないので従量料金についてはその時に判断していただきたい、それまでは現行のままでいきたいということでございます。

委員； 簡単に言うと基本料金を動かして収支を合わせるということなのですね。26 年度からですね。

事務局； 収支を合わせるというのは維持管理費を賄えるということになりますけれども、料金統一検討委員会というのは維持管理費を賄えるということでスタートしていますので、26 年度にやるとすれば下水の場合は基本料金 1,500 円であれば今の試算でいけば 170 円にしないと維持管理費を賄えませんという説明であります。

議長； ほかに何かございませんでしょうか。ないようでございますので水道局のご説明をお願いします。

・水道料金

事務局； それでは、私の方から水道料金のことについてご説明いたします。

委員； 水道料金の説明をする前に前回、私のほうでお願いした二通りの案について説明していただいてから水道料金の説明をお願いします。

事務局； これから説明する部分では関連あるものですから水道料金の方も基本料金部分の統一の試算という事でこの前頂いた部分も分けて試算しておりますのでよろしくお願い致します。

最初に資料No.1 の方をご覧になっていただきたいと思います。それで今回ご提案させていただきます段階的な措置としての 23 年度に基本料金部分を統一する案についてということでもこれまでも委員の皆様からご意見を頂いた部分でまずは口径 13mm 一番小さい口径になりますがこちらの方の基本水量を 5 m³までと 10 m³までとで 2 段階にして試算をしております。口径 20mm については、基本水量を 10 m³としたということでこちらのほうは資料No.2 と資料No.4 ということですが資料の方は順次説明をさせていただきます。従量料金については今ほどの下水道と同じ様に各地区の現行の料金の単価、基本水量部分をそのまま用いて試算をしております。よろしいでしょうか。各地区のものをそのまま用いていますということです。荒川地区についてはメーターの使用料を毎月頂いていますがこれについても合併時の事務

調整で料金を統一した後は徴収しないということで調整をしておりました。それで少しでも負担のほうを軽くしたいということから今回の基本料金を統一する部分からメータ使用料も徴収しないということで試算をしております。それが料金体系ということで整理をしております。それから現行料金との差額については資料No.3 と資料No.5 になるのですが、従量料金部分は今ほど申しあげましたように各地区の現行料金体系で計算しておりますので口径別についてはそれぞれ使っている水量によつての差額は当然処理しておりません。ただ端数処理によつての違いの部分がございますので今までの資料より簡単な作り方をしております。

それで最初に全地区を統一する市一本の料金体系ということで試算をしました結果ということで資料No.2 と資料No.3 をご覧いただきたいと思ひます。総体的には企業会計の部分では料金収入が年額で 966,900 千円ほど見込めるということでこれも前にお示ししました私どもで策定しました財政計画、平成 23 年度に予定しています料金収入の予定が 959,850 千円ということで一応見積もつておりました。それと比較しますと上水道では 7,050 千円ほど多くなる試算結果ということでございます。同じように簡易水道につきましては試算の結果 204,150 千円見込めるという事で、こちらの方も同じように平成 23 年度に予定しています料金収入 178,350 千円と比べますと簡易水道では 25,800 千円ほど年額で多く収入が見込めるということでございます。それで次に資料No.2 をご覧いただきたいと思ひます。今ほど申しあげました試算の方法でいきますと資料No.2 のところで料金体系、料金表がこのようになりますということでございます。それでこの資料No.2 の左側のほうに今回統一したい基本料金部分を記載してございます。最初の 13mm の 5 m³ までについては基本料金 1,200 円で試算をしております。それから 10 m³ までについては 1,500 円と、このところで 300 円差を付けて試算をしております。20mm については 10 m³ まで 1,900 円ということでございます。25mm 以上の大きい口径につきましてはそれぞれの 25mm の 1,500 円から 150mm の 23,000 円までそれぞれこの金額を当てはめて試算をしております。右の方の従量料金はそれぞれの地区の今の従量料金の単価区分ということでございます。村上地区については現行、基本水量につきましては 25mm までを 10 m³ まではその水量に含むということでございますので 13mm、20mm、25mm についてはそれ以上出た 11 m³ からの部分でそれぞれの単価を使うという形になりますし、30mm 以上については 1 m³ からそれぞれの部分で試算をしております。荒川地区については基本水量 10 m³ までということでこちらの方は区分的には用途別ということなのですが、一般用とか営業用とかそういった区分によらずに 11 m³ から 1 m³ について 105 円ということですのでこれもそのままいくということでございます。神林地区については家庭用と営業用それから官公署学校用とその他臨時用とそれぞれ設けてございますのでこのような単価を使つているという事でございます。朝日地区につきましても一般用ということで家庭用も含むという事でございます。表現の方法が朝日地区につきましても一般用ということですのでその様にあらわしてございます。その他に営業用と官公署学校用ということでございます。最後の山北地区につきましては口径別ということでこちらの方は現行基本水量を設けてございませんで使つた水量 1 m³ からそれぞれ 13mm と 20mm は 1 m³ 当たり 100 円ですと、以下 25mm と 30mm が同じ 130 円、40mm と 50mm 同じ 150 円 40mm 以上は一律 1 m³ 150 円という事でございます。金額の下にカッコ書きしてありますのは山北地区の臨時で使用する場合の単価をそれぞれ載せてございます。この料金体系で計算しましたものと現行皆様方がお支払していただいている額との比較ということで資料No.3 こちらの方にまとめて載せてあります。左の方に口径の種類ということで 13mm については 0~5 m³、6 m³~10 m³ ということです。村上地区については口径 13mm の 5 m³ までについてはこれまでより 210 円上がりますと、10 m³ までについては 525 円ということで以下 20mm から 40mm までの口径の方についてはそれぞれこのような額が 1 ヶ月当たり高くなりますよということですし、50mm 以降については逆に現行の基本額よりも下がる形に設定し

ておりますのでこのところでは2,625円から一番大きい150mmの28,350円までそれぞれ下がる形になりますよということでございます。荒川地区については前から申し上げていますようにほとんどの口径で高くなってしまいますということで0~5㎡までの105円から一番大きい口径100mmについては16,495円ということでそれぞれ上がってございます。それから神林地区、朝日地区については現行の料金が家庭用、営業用、官公署学校用とそれぞれ分けて単価を設定しておりますのでこちらの表のところそれぞれに表しております。神林地区の家庭用では20mm、25mmについて315円、945円ということでそれぞれ上がってきます。40mmについては家庭用として区分してあったようでしたので飛んでいます。3,570円多くなりますということでございます。営業用については30mmまでは下がりますよと、40mm以上はこのように1,260円から14,910円ということでそれぞれ口径別に上がっていくということでございます。官公署についても40mmまでは下がる50mm、75mmは上がるという形になります。

次に朝日地区の一般用、営業用、官公署等につきましても、一般用ほとんど家庭用なのですがこちらの方も20mm、25mmで53円、683円と上がってくる、こちらの方も50mmで一般用と区分されているところについては6,458円上がります。その他営業用、官公署等については単価の設定が同じですので両方同じ額になっていますのでこちらのほうも30mmまでは下がっていくし、40mm以上は上がっていくということで1,365円から8,715円ということでそれぞれ上がっていきますということでございます。山北地区につきましては、これも荒川地区と逆にほとんどの口径のところ下がっていきますということで基本料金部分を統一した時点ではそれぞれの口径の金額だけ下がりますということでございます。

これが市一本の形での統一した場合の試算の結果でございます。

次に前回委員さんからご指摘をいただきました二通りでの資料ということで試算をしております。最初に資料No.1の裏面にこれから説明する部分を書いてあります。村上、荒川地区と神林、朝日、山北地区の二通りの案の試算の結果という事でございます。それで試算の方法といたしましては村上、荒川地区につきましては、旧村上の基本料金をそのまま用いてございます。ただし、今ほど申し上げました13mmの基本水量の部分では旧の村上では10㎡までの料金でしたのでこちらの方も同じく5㎡、10㎡までとしますと料金が無かったものですからこのところでは13mmの10㎡までについては1,200円ということで新たに設けて試算をしております。その他の地区については、市一本で統一した案と同じものを用いておりますのでその様な試算をしております。それで、その二通りで試算を致しますと上水道、企業会計の部分では年額として917,120千円の見込み額となるということでございます。

平成23年度に予定しています額の959,850千円と比較を致しますと42,730千円ほど収入減になる見込みでございます。同じく簡易水道につきましては年額で200,640千円見込めるということで同じく23年度の予定額178,350千円と比較を致しますと、簡易水道の方では22,290千円ほど多くなる見込みですよということでございます。それでこちらの方の料金体系表が資料No.4と資料No.5になります。A4横になりますがこちらの方の表、区分しておりますが左の方が村上地区と荒川地区ということでこちらの方も基本料金部分を旧の村上のものを当てはめたものでございます。13mmについては5㎡までを旧村上の13mmの基本料金の千円を当てはめておりますし、10㎡までについては先ほど申し上げましたように新たにということで設けさせていただきました。以下20mmについても旧村上の基本料金の単価をそのままです。先ほど説明したのものよりも大口径については上がってきている部分があるということでご理解をいただきたいと思っております。従量料金につきましては先ほどのものと同じでございます。この表の右の方は神林、朝日、山北地区については先ほどの資料No.2と同じということでご覧をいただきたいと思っております。

それで同じように現行料金と差がどうなるかということで2枚目の資料No.5こちらの方も

同じような形で示してございます。これも村上地区、荒川地区だけが変わってくるということで右の方のその他の地区については先ほどの資料No.3と同じですよということでご覧いただければと思います。村上地区につきましては旧のものをそのまま用いております。6 m³から10 m³分の1,200円を新たに加えましたのでそのところで210円上がります。その他についてはプラス、マイナス、ゼロですよという形になってまいります。荒川地区につきましては5 m³までが105円下がります、6 m³から10 m³までは逆に105円上がります、20mm、25mmについても368円、678円ということで上がります、40mm以上については先ほどの方よりも旧の村上の基本料金をそのまま使っている関係で差額が大きくなっていきますということでご覧いただきたいと思います。この部分が前回新たに委員さんの方から出されたておりました二つの区分ということでございます。それで二通りについてご説明いたしましたのですが私ども事務局の考え方といたしましては、村上地区、荒川地区と神林地区、朝日地区、山北地区の二つのグループ分けての料金体系にすることにつきましては、今の資料でもお解りになりますように不足金額が上水道の方になりますが生じると、ということもございません。今回の合併にあたって関係5地区で協議をして協定した合併7年目に統一をすることの趣旨、今回提案させていただいています第一段階としての基本料金部分を統一することでの意義から意にそぐわない形になってしまうということで考えてございます。従いまして水道料金につきましても市一本で統一をした料金体系ということでお願いをしたいということでございます。以上私の方からの説明は終わらせてもらいます。

議長； ありがとうございます。先ほど委員の方から質問ありました二通りの地区の基本料金を提示してもいいのではないかとということも含めて事務局の方から説明したわけでありまして。今説明をしたことも含めて何かありましたらどうぞ。

委員； 一般用というのは普通の家庭で使っている水道の事を言うのですか。

事務局； その理解でよろしいかと思えます。

委員； 一般用及び温泉旅館用というのは多く使っているところを言うのですね。

事務局； 資料No.2の左の方の一般用とか一般用及び温泉旅館用の表の所でございますのでこちらの方は今、委員さんがいわれたように下の方は口径も大きくなってきますし、使用水量も多くなっていくということでの区分ということでご理解いただきたいと思えます。

議長； 他にございませんでしょうか。ないようでありますので、それでは検討委員会においての意見をお願いしているわけですが、事務局ではどのような形でという考えが有ましたらお願いしたいと思えますが。

事務局； 資料をお配りしますので少々お待ちください。行政改革推進委員会と総合計画審議会の答申書を参考とさせていただきました。こちらの答申書を見ると結論部分と主な意見の部分と分けての答申をされているようでございます。この料金統一検討委員会の意見書につきましてもこのようなスタイルでイメージをしていただければ良いのではないかとこのように考えています。

議長； 今、事務局の方から他で示された答申書ですけれどもこれらを踏まえてこのような形で意見書を提出したいなと思えますが皆様いかがでしょうか。

委員； 少し待ってください、先ほど下水道、上水道の説明をしていただいたのですけれどもそれについてもう少し聞かせてもらわなければならないところがあるのではないかと思いますのですが、いきなり答申というのは。

議長； わかりました、今一度なにかありましたら質問をお願いします。

委員； 事務局の方をお願いしたわけなのですが大変細かく二通りに分けていただきましてありがとうございます。資料は見るとおりでございますが地区によって色々違うわけなので、たとえば地域間の格差をやはり少なくして合併した時の要因というのは不公平感をなくすというところに合併の良さがあると私は申し上げました。それらからいたしましてもやはり近年の計画さらに年次計画、将来を見据えた長期計画、長期構想に基づいて柔軟に対応いただければ、今数字をみる限りでは当地区についてはこのような影響額の大きさが出てくるので私のみならず事務担当の職員もそうでございますし、委員の方もございます。やはりある程度皆さんに説明を申し上げていかなければならないのではないかと思います。そんなところに少し影響額が大きすぎると困ると申し上げたので、できれば柔軟な体制でお願いしたいと申し上げたわけでありませう。

議長； わかりました。あとで今言われたような形でまとめてそれを皆さんに提示して納得いくような形で訂正して議事録のような形で皆さん方に配布したいと思っております。事務局の方でどんな形が一番ベターなのか説明していただければ、流れとしてスムーズに行くのかなど、委員も一緒でありますけれども、形としてまとめて提示してそれを皆様方と話し合いをしたいと思いますけれど、今まで一回から六回まで行ってきたわけですがそれについて何か意見がありましたら今ここで出していただければその辺を踏まえてもう一度、それにつきまして皆様方の考え方をきちっと意見としてまとめたいなど。なにかありましたらどうぞ。

委員； 私は一番大事なことは、合併協議会の時に三点の約束をしましたね。それが一番大事でそれに基づいて検討した結果こういうふうを考えまして具体的に料金をはじくところになりますというのを解るようにしないと誰でも説明できないと思っております。今出たのは事務局に一例としてこうであればこうなりますよという案を出しているだけでしょ。例えば村上地区と荒川地区では基本料金部分を統一した場合こういうふうになって他の地区は下がりますと、これはこういう理由でこうですよということを実情に応じてとか実態とかそういうことをはっきりさせて納得できるのであればいいけれど、まだそういう部分についてなにも議論していないし意見も出し合っていないですね。意見を出し合っているいろいろ検討するのが検討委員会で、今まで議論なんてしないでしょ。ただ解らない部分を質問して聞いているだけで。

議長； それが議論だと思うしね、まだ解らない部分もあるかと思いますが。

委員； 事務局はいいのです、事務局は今まで資料を出して説明してくれたのです。検討委員は我々なのです。

議長； だから質問を受けてどうしたらいいかをお伺いしているわけで質問いただければ委員会の皆様方も理解できるだろうし質問している方も理解できるだろうし、一番理解できるのは、ここにいる委員の皆様だろうと思っております。

委員； 事務局はこうなさいと意見を言わないでしょう。検討委員会で検討するのですよ。それで先ほど言ったように合併協議の三項目を基にして、こうだからこうだというふうに意味をはっきりさせていかないと検討したことにならないと私は考えます。第一回目に頂いた別紙資料No.2、水道料金であれば上水道及び簡易水道料金については料金体系は口径別基本料金及び従量料金とする。今検討しているのはこのうちの基本料金の方ですね、基本料金をこうするとこうなります。従量料金は今までどおりでいいのかどうか、料金は合併後6年間で段階的に料金改定を行い合併7年目平成26年4月1日に統一する。終わりははっきりしているのですが、先ほど議論があったように段階的というのは今のように基本料金だけ23年度に統一してやるのが段階的だよというのがそれで良いのかどうか。その次③に段階的な料金改定にあたっては、旧市町村の実情に併せて行こう。これは委員が言っている二本案でもいいのではないかと、実情に併せて考えるとこういう方法がいいのではないかと案が出たのだろうと私は思っています。この3点からこれでどうかということ議論した方が早くまとまるのではないかと思っています。

議長； 5回に渡って、今日を入れて6回ですけれども色々審議してもらいました。私は委員の皆様方に理解できるような形でまとめて、今色々いわれたことも全部網羅してということにしたいと思いますから是非とも皆様賛同してください。お願いします。そうでなければいつまでも難しくなるので、あとでまたこのように書いたものを皆様に配布して、これおかしきよというような事があれば説明したいと思しますので是非ともよろしくまとめていただきたいと思います。

委員； 今の委員長の話は、事務局にこれを参考にして今まで6回話し合ったのをまとめて、それを我々に案として出してそれで良いかどうか諮って決まったらそれを市長さんに意見書として提出する。

議長； 私と副委員長が本庁に行って意見書を渡してくるので、色々な指摘も委員長にしますのでよろしくをお願いします。

委員； 確認したいのですが見本見せていただいた行政改革、総合計画はすべて文言で答申されていますね。そんな関係で上下水道料金統一検討委員会は今まで5回いろいろ金銭的な収入とといったものを出して具体的に検討してきたわけですね。平成23年度から段階的に見直しをして平成26年度には統一したいという考え方で、私もそれで結構だと思うのですが地区ごとの資料などを見てもばらつきがあるので二本立てでどうこうというお話しもここに載っていたわけなのですが、今回の上下水道関係に関しましては、収入というのは単価を上げれば金額は幾らでも上がりますね。下水関係については必要経費みたいな感じである程度固定的な金額になるわけですね。収支のバランスは当然取らなければならない、先ほども申し上げましたように行政改革とか総合計画とかは文言で並べればそれでいいのですけれども、この上下水道に関しましては数字的なものを出さなければならないですが、その辺の表示の仕方はどうなるのかお伺いしたいのですが。

議長； 私どもの委員会は金銭的、数字的といったものですから行財政改革等とは全く異なりますけれども、今委員が言われましたことについては事務局に私がお願いして皆様方が納得できるような資料としてまとめたいなど、思います。

なにかございませんでしょうか。ないようでしたら上下水道料金につきましては第一段階として平成23年度に基本料金を統一、従量料金につきましては平成26年度に統一するとい

う意見にしたいと思います。

委員； 色々ありますけれど5回も委員会を行っているわけですので、料金の統一検討委員会ですから料金を決めてもらわないと先に進まないわけですから、統一料金は検討委員会で決めていただきたいと思います。

委員； 私は、基本料金だけ平成23年に統一して、そして平成26年に従量料金を統一して平成26年度から収支が合うようにしていくというのは乱暴すぎると思います。

議長； 上下水道料金を何とかしようというのが我々の基本的なことなので、それをするにはこれから人口も減少もするし、とてもじゃないけれど今すぐこれで行きましょう、決めましょうというのはだめだと思います。

委員； 基本料金だけ統一して、3年間で管理費を全て賄えるようにするのかね、さっきこうなればこうなりますよというのは分かったけれども。ここで財政計画できちんと出しているのだからこれを基にして我々は検討しなければならないし、それでそういうふうになるようにするために、実情はこうだからここはこう緩和措置をこれくらいするとか、簡易水道地区はこうだとか上水道地区はこうだとかいろいろと実情を見てこういうところはこうしましたと答申に書かないと。

委員； 検討委員会ですから平成23年度そして平成26年度には統一するというですからそれまでに段階的に改定をしていくというような当初の資料のとおり、まず基本料金を決めていただいて次に段階的に平成26年度までに移行できれば不公平感も無くしていけるし、どなたが次の立場になっても柔軟性の持った説明で各地区の住民に理解していただけたらと思うのですが基本料金だけ決めて次というのはなかなか難しいと思います。そんな方向で検討委員会で検討していただければ、事務局からの説明と資料の関係は十分です。そうするとどなたが地域の皆さんに委員の立場で聴かれても、そこまで皆さんで真剣に議論して決めてくれたのだろうなど、例えば自分がどこの地区だというのではなくて事務局からも二通りの案を出していただいたし、人口密度の関係もあるし地域的な関係もございましょうし、村上市は1,174.24平方キロメートル、佐渡を除いた新潟県の10分の1位を村上市が占めているわけですから、広い所と狭い所と一概に一緒にするのはなかなか容易ではないけれどもそういった平成26年度までに段階的な手立てで答申していただきたいと私は思います。

4. その他

議長； それでは市長さんに対して提出する意見書については、私と副委員長さんにお任せ願いたい。意見書の写しとして提出して皆様にご意見を頂戴することにします。よろしく願います。それでは長い間、1年に渡りまして慎重審議、ご協力いただきましてありがとうございました。

それでは最後になりましたけれども副委員長さんに閉会のご挨拶をお願いします。

5. 閉会

副委員長； 長時間に渡って大変ありがとうございました。原案ということでありましたので慎重に皆さんが納得いくようにまとめたいと思います。大変ありがとうございました。